

事務連絡
令和2年8月5日

石垣市立小中学校長様

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウィルス感染症対策について【第15報】 の変更について（通知）

平素より、学校における新型コロナウィルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年7月29日付け石教教第826号にて通知しましたが、宮古郡を含む離島でも感染者が発生していることから、下記のとおり変更します。

なお、この変更は、令和2年8月6日から実施する。

記

【変更箇所】

1 郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準について

(1) 判断基準：島外（郡外）への移動＝7日間の出席（勤務）停止及びその後7日間の健康観察

~~※現時点において、宮古郡を除いた郡外とする（削除）~~

※別紙【登校・出勤の判断基準フローチャート】を参照

※帰島した日を1日とカウントする

2 その他

(2) 自宅待機の取扱い

※通知票及び指導要録へは「出席停止（新型コロナ感染防止のため）」

変更：「出席停止（学校保健安全法第19条に基づく出席停止）」